

京都市告示第 124 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日より、京都タクシー業務センターを京都市公金収納受託者とし、京都駅八条ロタタクシー待機場に係る使用料の収納事務を委託します。

平成 28 年 5 月 2 日

京都市長 門川 大作
(都市計画局歩くまち京都推進室)